

近江ふるさと会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～ 令和6年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、有給休暇の取得率を70%に達するよう努力する

<対策>

- 令和4年4月～ 各職場における業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し等）・実施
運営会議・部署別会議による職員への周知

目標2：子づれ出勤が可能となる職場環境を整える

<対策>

- 令和4年4月～ 職員へのアンケート調査によりニーズの把握、検討開始
- 令和5年4月～ 導入に向けて企画会議等で検討をすすめる